## 大熊町アーカイブズ事業に関する提言書

### 1. 趣旨

大熊町アーカイブズ事業は、大熊町の過去、現在の活動を記録に残し、未来の人々に伝えていくものです。

平成24年度、東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難で無人となった大熊町内から、町所蔵の文化財が「救出」されました。この国と県による文化財レスキュー事業は、町の歴史と文化を伝える資料を保全する取り組みの一歩目となりました。そして平成28年度、町は「大熊町震災記録誌」を刊行しました。震災記録誌は、町が東日本大震災と原発事故に関する資料を収集するきっかけとなりました。

さらに平成28年度から町は「中間貯蔵施設の建設で失われるふるさとの景観を記録してほしい」という町民の声を受け、3次元(3D)データ測量を開始し、また、長期避難が続く町内で民家等に残された歴史資料等を収集する個人文化財レスキュー事業に着手しました。これら町の記録を残す事業に関わる各課が事務局となり、平成29年9月、資料の収集、保全、活用の方向性を示すことを目的に、大熊町アーカイブズ検討委員会が発足しました。

震災を経た町では、地震・津波や原発事故による被災を示す資料に注目が集まりがちです。 しかし、震災前の町にはこの地域ならではの歴史があり、文化が息づいていました。震災と 原発事故が町民に与えた衝撃と影響を理解しようとするならば、震災により失われた暮ら しがどのようなものだったのかを知る必要があります。町がこれまで「歴史」と「震災」の 両面から資料保全に取り組んできたように、検討委員会では、震災だけに注目するのではな く震災前も含めて町の歩みを丸ごと記録する方策を検討しました。

大熊町の経験が確実に継承され、活用されるために、検討委員会は、この提言の内容が具体的に実現されていくことを切に願います。

### 2. 大熊町アーカイブズ事業の意義

東日本大震災で大熊町は震度6強の地震に見舞われ、沿岸部は津波に襲われました。さらに町内に立地する福島第一原子力発電所の事故により、全ての町民が町外への避難を強いられました。震災から8年余りを経た平成31年4月10日、町の一部で避難指示が解除されましたが、なお多くの町民が町外で避難生活を送っています。また町固有の事情として、福島県内の除染土等を30年間保管する中間貯蔵施設の受入れがあります。町面積の約7分の1を占める施設では、造成工事と並行して除染土等の受入れが始まっています。

震災後、町が直面している問題は前例のないことばかりです。町民の方々や町役場が重ねてきた一つひとつの選択や決断には、世界的に見ても多くの教訓が含まれていると考えます。そして町の復興が道半ばである以上、教訓はこれからも生み出されるでしょう。過酷な経験から導き出される教訓は、未来の町民はもちろん、日本全国、ひいては世界で共有され、

生かされるべきものです。

また町には、太古から脈々と続いてきた独自の歴史や文化が伝わっています。これらは地域に根差した町の財産です。この財産を、復興が進んでいく震災後の町に引き継ぐことで、 震災前を知る町民が懐かしさを感じ、新しい住民は町の歩みを知ることができます。

このように大熊町アーカイブズ事業は、資料や記録を通じて、大熊町の教訓や財産を形にし、国内外に発信する役割を担うものです。

# 3. 大熊町アーカイブズ事業の基本理念

大熊町アーカイブズ検討委員会は、次の三つの基本理念の下に、アーカイブズ事業のあり 方を検討してきました。町のアーカイブズ事業は、これらの理念を踏まえて進めることが必 要です。

- ・ 大熊の DNA を残す…今後、町の景観が変わっても、3.11 時点の町民が自分と大熊のつながりを確かめられる環境、大熊を知らずに育った子どもたちが、いつか「自分のルーツ」を知りたいと考えた時、さかのぼることのできる環境をつくる。
- ・ 大熊の新しい文化を紡ぐ…先人たちが紡いできた町の文化、歴史から現在の私たちが学 びを得ているように、いつか歴史となる現況を町の新たな文化、歴史の基礎として子孫 たちに残していく。
- ・ 主張や思いを支える事実を提供する…原発事故や復興など、町をめぐる様々な主張、表現、思いに対し、その根拠となる事実関係を原発立地町の視点で発信し続ける。

### 4. 保全・収集・活用の対象

## (1) 歴史資料

大熊町の歴史や文化を伝える資料です。道平遺跡の出土品(写真例 1)が、この地の縄文 時代の人々の暮らしや営みを伝えているように、この地でかつてどんなことが起きてきた かを知る根拠となります。また、町指定無形民俗文化財の熊川稚児鹿舞(例 2)など、町民 の生活や文化の特色を示す芸能や、それにまつわる用具なども含まれます。



(例1 道平遺跡の出土品)



(例2 熊川稚児鹿舞)

## (2) 震災資料

震災と原発事故が大熊町と町民に及ぼす影響を示す物、文書、遺構などを指します。直接被災した痕跡を残すもの (例3) だけでなく、震災や原発事故がなければ存在しないもの (例4)、震災によって失われる危機にあるもの (例5)、本来の意味や役割が変わってしまったもの (例6) などを含みます。



(例3 津波被災した看板)



(例4 避難先出張所の看板)



(例5 特産の梨で作ったワイン)



(例6 大野駅前にあった町の案内マップ)

### (3) 建物や景観など

大熊町内には、町の歴史や被災の状況を伝える建造物や景観があります。震災により景観が変わる中で、例えば、古民家(例7)やその周辺の景観は町民の心のよりどころとして存在感を増しており、町の文化財としての価値が期待できます。一方、避難指示により被災・避難した時点から手つかずに時が経過した場所も各所に残っています(例8)。それぞれ歴史資料、震災資料に含まれるものですが、現場から「収集」できない資料として保全・活用に工夫が必要になります。



(例7 大川原地区の古民家)



(例8 福島県栽培漁業センター)

#### (4) 公文書

町職員が業務上作成した文書は、町の文書管理規程に基づいて管理されており、町の歴史や歩みを知る上で信頼性の高い資料となります。特に大熊町では、震災で一変した町の状況や災害対応に追われた町職員の業務内容を明らかにする上で極めて重要な資料です。

## 5. 着手すべき施策

## (1) 歴史資料と震災資料の保全

震災前から大熊町の民俗伝承館に収蔵されていた土器や民具、古文書などの文化財は、国及び県の文化財レスキュー事業により町外で保管されています。一方で町内には、前回の町 史編さん後に町から所有者に返還された資料や、各家で代々引き継がれてきた資料等が残 されていると考えられます。

また震災資料は、建物の解体や改修工事等で中にある資料が損失の危機にひんした場合を除き、収集作業はほとんど未着手です。さらに、震災資料の所在調査は公共施設や地区の集会所など公的な場所に限られており、広く町民から震災資料に関する情報を得ているとは言い難い状況です。

復興事業や中間貯蔵施設の建設に伴う家屋解体や造成工事が急速に進む中、町内に残された歴史資料、震災資料はガレキとして処分される危機に直面しています。解体や工事の予定がない場所においても、震災後の時の経過による資料の劣化や損壊が懸念されます。資料に関する情報収集と所在調査を進め、貴重な資料を早急に収集し、保全する必要があります。

#### (2) 震災遺構の保全と活用方法の検討

地震と津波に遭い、さらに原発事故による全町避難を余儀なくされた大熊町では、復興が 進んだ場所も、そうでない場所も、町全体が歴史的景観を保持していると言えます。中でも、 地震や津波で被災した建造物や景観は、町が受けた被害を最もリアルに伝えています。

しかし、震災から8年以上を経て、建造物の劣化や損壊、造成工事等による景観の消失が 懸念されます。震災の被害を物語る「震災遺構」として整備すべき建造物や景観について、 町として早急に調査・検討を開始し、後世に残すべき建造物や景観をただちに保全する必要があります。

町内の津波被災地のほとんどが中間貯蔵施設建設地に含まれ、その地域の住民でさえ自由に立ち入ることのできない環境にあります。震災遺構を整備するにあたっては、地震や津波による直接的な被害の痕跡だけでなく、原発事故により町民が経験している被害や困難の実態も伝えられるよう、具体的な活用方法を関係機関とも協議する必要があります。

## (3) 歴史的公文書等を収集・活用するための新制度の構築

町役場の公文書は行政の歩みを伝える重要な資料で、特に震災以降は、震災と原発事故を 検証する上で重要な情報を含んでいます。

公文書管理法(平成23年4月施行)は、保存期間が満了した国の公文書のうち歴史資料として重要な文書(歴史的公文書)を国立公文書館等に移管して保存活用するルールを定めるとともに、地方公共団体にも公文書管理への努力義務を課しました。しかし現在、大熊町には歴史的公文書等を残す規程等がありません。

未曽有の災害に遭遇した町においては、平常時ならば数年で廃棄処分されてしかるべき 文書も震災の影響を示す貴重な資料になりえます。町の歩みを公的に裏付けていくために、 町の文書管理規程を改定し、歴史的に重要な公文書を廃棄対象の文書の中から選別し、保存、 活用していく仕組みが必要です。

#### (4) 郷土芸能や行事の記録と継承方法の検討

震災前に大熊町の各行政区等で執り行われていた郷土芸能や季節の行事は、地域の中で 人から人へと受け継がれてきた町の無形の文化財です。しかし、町民が長期にわたる避難で 全国各地に離散し、関係する場所も帰還困難区域や中間貯蔵施設建設地内に含まれるなど して自由に立ち入ることもできないため、それらの存続が危ぶまれています。

この現状で無形文化財を継承していくためには、平時以上に関係者の熱意と労力が必要になります。物理的に人的に、震災前と同様の環境での継承が困難となった芸能や行事について、継承の状況や道具類の所在を調査して把握し、やむなく中断している場合は町民からの聞き取りや映像等で記録するとともに、道具や衣装を保全するなど、継承方法を検討する必要があります。

#### (5) 資料の保存・活用に従事するアーカイブズ施設の整備

収集された大熊町の歴史資料、震災資料、歴史的公文書等を保存し、町民の証言記録など と併せて活用するアーカイブズ施設の整備が必要です。

震災後に収集された資料の多くは、帰還困難区域の公共施設内に仮置きされている状況です。現在は町外に避難させている町の文化財もいずれは町に返還されます。今後、資料の収集を加速化させるにあたって、収蔵場所の整備は喫緊の課題です。この施設は、歴史資料、

震災資料、歴史的公文書等に加え、震災遺構や郷土芸能など施設内に収蔵することができない資料の記録写真、映像、3D測量データ等と一体的に保存管理する必要があります。

そして収集された資料は、現在及び未来の町民のほか、町に関心を持つ国内外の方々に活用されなければなりません。展示、閲覧、情報発信などの方法を用いて、町の歩みと現状について理解を深めることができる施設が求められます。

この施設は、訪れる人が町を懐かしんだり、新たに知ったりしながら町の文化を継承する場として機能することも期待されます。

## (6) 「大熊町復興誌(仮)」の刊行及び新たな町史編さんに向けた資料調査

震災と原発事故の影響による大熊町の困難と復興への歩みは、平成28年度に震災記録誌を刊行した後も続いています。アーカイブズ施設に保存されていく資料やその後の町民の動向について、調査、収集、研究を継続し、震災記録誌の続編にあたる「大熊町復興誌(仮)」を刊行する必要があります。震災記録誌と同様に、復興誌をまとめた時点では町の復興事業が完了していないことも考えられます。復興誌は、町の復興の状況に応じて刊行を継続していくことも望まれます。

また大熊町では、平成23年度に予定していた「大熊町史」の編さん事業が震災により中断しています。昭和60年に刊行された現在の大熊町史(第一巻通史)は、福島第一原子力発電所の各原子炉が稼働を始めた昭和50年代までを主に収録してあり、それから震災までの約30年余りの調査と記録が空白になっています。震災と原発事故が町民に与えた影響を理解するためにも、町史の編さん事業を再開し、震災前の町の姿を記録する必要があります。